

PFAS 制限プロセスに関する ECHA の最新情報

欧州化学品庁 (ECHA) のリスク評価委員会 (RAC) および社会経済分析委員会 (SEAC) は、2023 年 3 月以降、PFAS の制限提案について審議を進めており、2026 年に最終的な RAC および SEAC の意見を欧州委員会へ提出することを目標としています。

RAC と SEAC は、当初の制限提案に含まれる 14 分野に加え、PFAS 製造および横断的課題についての審議を 2025 年末までに終了する予定です。その後、ECHA は RAC の最終意見と SEAC の草案意見を取りまとめ、2026 年前半に SEAC 草案に対する意見募集を実施する見込みです。このアプローチにより、PFAS の排出量および使用量の 90% 以上がカバーされる見通しです。最終的な意見は欧州委員会に送付され、規制に関する意思決定に活用されます。

【追加 8 分野への対応】

当初の制限提案に含まれる 14 分野に加え、意見募集の結果、新たに 8 分野が特定されました。しかし、これらを委員会評価に含めると最終意見のとりまとめが 2026 年を超える可能性があるため、現行の手続きでは個別評価の対象にはなりません。その代わり、背景文書に反映されており、2025 年 6 月 24 日に ECHA が受領し、ウェブサイトで公表されています。

当社では PFAS 分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽に お問い合わせください。

資料 2025 年 8 月 27 日付 欧州化学物質庁 (ECHA) HP
All news

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1. 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 総量削減専門委員会\(第6回\)開催について](#)
- [2. 汚水処理人口普及状況について\(2024 年度\)](#)

クロルピリホス、MCCP、LC-PFCA 等の含有製品の輸入禁止指定等について

第 257 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会等の合同会合が 2025 年 9 月 19 日に開催され、第一種特定化学物質に指定することが適当とされた物質が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について、以下の報告案が示されました。改正政令は 2026 年以降に公布予定です。

- 使用されている場合に輸入することができない製品
 - ・クロルピリホス：木材用の防虫剤
 - ・中鎖塩素化パラフィン(MCCP)：樹脂用の可塑剤、塗料 等
 - ・長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質：潤滑油、はつ水剤及びはつ油剤 等
- 使用できる用途：いずれの物質も、全ての用途について使用を禁止
- 使用されている場合に技術上の基準等に従わなければならない製品：
 - ・LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質：消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

当社では製品分析に豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 9 月 12 日付 環境省報道発表資料\(配布資料\)](#)

- [3. 令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の二次公募について](#)
- [4. ISS 内の冷却液処理におけるオルトフタルアルデヒド使用の免除申請に対する意見公募](#)
- [5. 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について\(2024 年度\)](#)
- [6. SVHC の第 34 次追加として 3 物質を提案](#)



製品中 PFAS 分析について、規制される項目が増えています

有機フッ素化合物 (PFAS) は、国内外で規制の強化が進んでいます。これまでの PFOS、PFOA に加え、PFHxS や PFOA 関連物質が化審法に追加され、POPs 条約においては、長鎖のペルフルオロカルボン酸（炭素数 9～21 のもの）などの追加が検討される予定です。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)